

## 本学職員の懲戒処分について

このたび、本学職員が、複数の指導する大学院生に対して、業務上必要かつ相当な範囲をこえて、強い言葉で叱責するなどのハラスメント行為を行ったほか、他の職員に対しても、感情的で、侮蔑的な言動で批判を執拗に繰り返しました。

これ以外に、研究費を補助事業期間外に使用したこと、さらに、兼業の申請を怠り、学長の許可を受けずに兼業に従事したことが発覚いたしました。

これらの行為が、パワーハラスメント、研究費不正使用及び無許可兼業にあたと判断し、2021年3月30日付けで当該職員を停職5日の懲戒処分といたしました。

このようなことが起こってしまったことは誠に遺憾であり、厳正な処分をいたしました。本学ではこのことを厳粛に受け止め、今後このようなことのないよう、より一層、職員の指導に努めていく所存です。

2021年3月30日

東京医科歯科大学長

田 中 雄二郎

【本件に関する問い合わせ先】

総務部人事労務課

(電話) 03-5803-4158